

# 源氏物語テキストの編集句

——鍵語としての「ためし」——

一

源氏物語研究史において、現代にも有効性を主張しているテキスト解説の術語としての「准拠」<sup>①</sup>は『弘安源氏論義』をはじめとして、『紫明抄』<sup>②</sup>さらには『河海抄』に至って盛んに用いられた。中世の源氏学は「准拠」なる語を独自の「術語」<sup>③</sup>とした。現代の「准拠」論がこのことを明確に意識しているかどうかが問われるところである。ここに「准拠」という方法論について、『河海抄』の立場を検討しつつ再評価したい。その際、『河海抄』が注目した「ためし」という源氏物語テキストの内在的な語の担う方法について明らかにすることが問題の解明に連なるといえる。それは、伝承史の立場において源氏物語そのものを編集されたテキストとしてみようとするとときに「ためし」が重要な編集句としての鍵語となっているの

源氏物語テキストの編集句

ではないかという問いにかかわっている。

『弘安源氏論義』において「准拠」の語は、次のように用いられている。

十二番問云左 範藤朝臣

朱雀院の御賀は准拠の例いづれそや<sup>④</sup>

他の「なすらへ」「おもひよそへらるゝ」「あひにたる」「おもかけあり」「准する」「例をまねひ」なども同じ使われかたである。ここで留意すべき点は、『弘安源氏論義』が「准拠」ということを源氏物語の「奥義」を解説する方法として問題にしていることである。本来、仏教上の用語である「経文の要義を討論する方式」<sup>⑤</sup>としての「論義」において、源氏物語の「奥義」を引き出そうとする方法である。そこにおいて「准拠」がとりあげられてきたのである。このことは源氏物語研究史において、源氏物語本文中の語や句について

小 島 繁 一

解釈を施すのではなく、源氏物語が抱えもつ「奥義」を解説しようとする方向性をもつものがあつたことを示している。

『弘安源氏論義』が「准拠」を問題にするとき、それはたんに「実際に行われていたこと」を指しているわけではなく、もっと深い「奥義」に触れようとする意図を担うものだったのでないか。

三番問云右

兼行朝臣

なにかしの院といへるいつれの所になすらへたるそや

答云左

範藤朝臣

なにかしの院もし六条坊門万里小路の河原院をいへるにや

ここでは「なにかしの院」が「なすらへ」ているのが「河原院」であると述べているが、そこで述べられていることを全て実在のものとして理解するのは避けなければならない。可視化されない何かに触れようとする位相を担おうとするところに「論義」の方向性があるとすべきである。

『河海抄』において「准拠」は何を担わせられていたのであろうか。

清水好子氏は『弘安源氏論義』における「准拠」の用い方を検討して、

「准拠」とか「準ず」ということが歴史上の個人であれ一回限りの事件であれ、あるいは制度慣例にしる、実際に行なわれて

いたことについて、これらの言葉が用いられていた

とし、『紫明抄』『河海抄』にも共通するものとして、次のように「准拠」の規定をした。

物語の人物や事件を史上実際のそれにあてはめて考えうる場合、

古注は史実のそれらを準拠と呼んだ。<sup>⑥</sup>

ここで「古注」とは『弘安源氏論義』『紫明抄』『河海抄』などを指すが、はたして「古注」が「史実のそれらを準拠と呼んだ」といえるだろうか。「准拠」は、「史実の」「人物や事件」を指す語ではなく、歴史と源氏物語とを関係づけて捉えるために設定された方法的視座を担う語と考えるべきものである。『河海抄』は「准拠」を源氏物語の「奥義」解説のための方法としたといえる。その視座から源氏物語をみようとしたりとき、本文中の「ためし」「例」「たとひ」という語を、「准拠」が源氏物語本文中に表われた証左として捉えてきたのである。源氏物語本文中に表われた「ためし」「例」「たとひ」の語にその証左を確認した『河海抄』は、それゆえ「此物語の（ならひ）古今（真本今古）准拠なき事をは<sup>不成イ</sup>不載也」（賢木巻）と表明することができたのである。

「准拠」という「奥義」解説のための方法的な視座をもって源氏物語をみようとしたりとき、本文中の「ためし」「例」「たとひ」といった語が照射されてきたのであって、その逆ではない。「ためし」

「例」「たとひ」といったテキストの内在的な語に方法としての「准拠」の証左をみた点に『河海抄』の独自の位置がある。『弘安源氏論義』や『紫明抄』において扱われる「准拠」と一線を画す点である。また、『河海抄』が源氏物語本文中の「ためし」の語に明確な歴史への意識を認めるのは源氏物語の本質を中世的な史観から写し出す所為といえよう。

今一つ例を示せばこのようであった。

みかとの御いつきむすめをのつからあやまつためしむかし物  
かたりにもあり

公孫賀 敬声 武常女  
丞相欲贖子罪陽石汚公孫誅 漢書

康子内親王延喜皇女（村上帝ノ御時）弘徽殿におはしましてける  
に九条右丞相しのひてまいらせ給けるかのちにはあらはれて

いていり給けり 閑院太政大臣公季の母也世継

（又）左京大夫道雅密通前斎宮当子三条院 成敷  
皇女 母后成子（真本姓云云）

（乙女卷）

「みかとの御いつきむすめ」の「をのつからあやまつためし」が「むかし物かたり」にもあると源氏物語は語っている。その「ためし」として、『河海抄』はここでは『漢書』や『世継』をあげている。『漢書』や『世継』は「史上実際の」「人物や事件」とは別である。「准拠」は現実の出来事や史実を指してはいないし、また、史

実を源氏物語が「素材」としたと述べているわけでもない。「准拠」という視座を『河海抄』はもつことで源氏物語の抱えもつ「奥義」といった内在的な説明原理に触れようとする方向性がそこに表われているといえるのであって、つまるところ、源氏物語に歴史としての本質を見出そうとしているのである。

乙女卷に次のような例がある。

良房の大臣ときこえける、いにしへの例になすらへて、白馬ひ  
き、節会の日々、内（裏）の儀式をうつして、昔のためしより  
も事そへて、いつかしき御有様なり。（Ⅱ 316）<sup>8</sup>

この箇所に対して『河海抄』は次のように指摘する。

よしふさのおとゝなときこえけるいにしへの人（真本れ）になそ  
らへてあをむまをひき

アコ  
女子敷敷

光仁天皇宝龜六年正月七日天皇御楊梅院安殿設宴於五位以上  
既而内殿宴進青御馬兵部省五位已上装馬是白馬始也

忠仁公覽白馬事旧記所見未詳云々 但宇治関白以彼例覽之然

（真本々ナシ）

者勿論歟白馬者引諸院宮々之故也忠仁公依蒙准三后宣旨被覽  
之歟宇治関白同之仍源氏太政大臣同依准三后覽之者也

執政准三宮例

忠仁公 貞観十三年四月十日為准三宮

……（以下省略）

『河海抄』は「白馬始」を記した後、「旧記」に良房の白馬引きが見えないとした上で、「准三宮」を得ていたから見たこともあっただろう（「忠仁公依蒙准三后宣旨被覧之歟」とする。『河海抄』はここでも、歴史を「素材」として用いたものであると述べているわけではない。そういう意図で「准抛」をあげているわけではない。

『河海抄』は「いにしへの例」「昔のためし」に対して記録をあげた。それは、「准抛」という方法的な視座をもってそこから照し出したときに、「ためし」が、歴史として源氏物語が編集されていることを示す鍵語であることが明らかになった、ということである。その『河海抄』の方法意図を見落してきた近代以降の「准抛」論は、『河海抄』が列挙する記録やその他の故事や漢詩や物語などを、源氏物語が実体的に「准」じ、抛ったものと考えてしまったのである。実体的な問題として『河海抄』が扱っているのではない。であるとするならば、史実と虚構という二元論より発想された池田勉氏が「歴史離れ」<sup>⑨</sup>といい、山中裕氏が「フィクション」<sup>⑩</sup>とするのは妥当であろうか。歴史が実体として先験的に存在し、それを絶対的な動かしがたい基準として源氏物語を評価するところから、それらの論考は出されている。しかし、歴史は先験的にあるのではなく、また実体的なものでもないものであって、それをテキスト分析の基準とすることは誤りである。

乙女巻にみられる良房の白馬引きについて、現代では「良房の事実は、文献に見えない」（大系本頭注）とするか、『河海抄』の説を紹介するにとどめている（新潮古典集成）。「史実」や「事実」によって伝承の真実であることが保証されるのではなく、「ためし」によって伝承が伝承であることが保証されることが保証されるといわなければならない。源氏物語が「いにしへの例」「昔のためし」と語り出せば、我々はそれを受け入れていく。いうまでもなく、世にあったこととして受け入れていくのである。乙女巻のここにおいていうならば、光源氏の盛儀に良房の「ためし」を引き出し、重ね合わせようとすることによって、良房の「ためし」が世にあったこととして立ち現われ、それによって今語ろうとする光源氏の比類なさが確定される、ということになる。源氏物語は「ためし」という語の機能を語りの方法として内在的にもつことによって、歴史として編集されている、ということがいえるだろう。源氏物語が「ためし」という語をもって語り進めていくとき、実体的な現実の出来事が「素材」や「原因」となって源氏物語の「ためし」が用いられる、というのではなく、源氏物語が「ためし」と語り出せば、そこに世にあったこととしての「こと」が立ち現われる。ここに「ためし」の語の機能がある。『河海抄』が「准抛」という解説のための方法論をもって源氏物語本文から「ためし」を照し出して、歴史として

の源氏物語の本質を捉えたことと、源氏物語の内在的な「ためし」の語の機能とは響き合っているのである。

一一

源氏物語において用いられる「ためし」の語の機能を考察するに際して、桐壺巻の用例からみていきたい。

桐壺巻に「ためし」という語が四例表われている。

(1)人の誇りをも、えはぶからせ給はず、世の例にもなりぬべき御もてなしなり。(I-27)

(2)やうく、天の下にも、あぢきなう、人のもて悩みぐさになりて、楊貴妃の例も、ひき出でつべうなりゆくに、(I-27)

(3)人の朝廷の例までひき出で、さよめき嘆きけり。(I-42)

(4)桐壺の更衣の、あらはに、はかなくもてなされし例も、ゆゑしう」と思しつゝみて、(I-46)

(1)(4)は桐壺帝が桐壺更衣を異常なまでに寵愛し、ついには国が乱れかねないし、また桐壺更衣が他の女御・更衣から妬まれ、迫害され死に至るということを「ためし」として、人々が噂し、広まっていくと語り、(2)(3)は玄宗皇帝が楊貴妃を寵愛し、国が乱れたことが、すでに世に「ためし」として広まっており、その「ためし」が本朝の桐壺帝と桐壺更衣に引きあてられるまでになっていくと語る。こ

の(1)~(4)は、一見、(1)(4)の桐壺帝と桐壺更衣の「ためし」と、(2)(3)の玄宗皇帝と楊貴妃の「ためし」とに分類できるように思われる。

しかしそれは扱い方として妥当であろうか。それは、(2)(3)が『長恨歌』や『長恨歌伝』といった現実中存在し享受されたものがあり、それに基づいて「ためし」が引き出されたものであり、(1)(4)は源氏物語自身が語っている内側のもの、とする分け方である。(2)(3)はその「ためし」として実体的なものを想定し、時間的に源氏物語以前にあったもの、空間的にも外側にあるものとして『長恨歌』などを認定する立場である。その捉え方は、「ためし」が現実にあった出来事に基づき、という認識と同一であり、現実にあった出来事が実体的、固定的な『長恨歌』や『長恨歌伝』に置き換えられたにすぎない。(1)(4)と(2)(3)を分けるのではなく、「ためし」の語の機能としては同じである、という点を論じなければならない。

(2)「楊貴妃の例」と(3)「人の朝廷の例」の箇所は、桐壺巻が白氏文集の『長恨歌』や『長恨歌伝』を下敷きにして書かれたという議論を生むところである。小西甚一氏、玉上琢彌氏をはじめとして多く論じられてきた。<sup>⑩</sup>「いづれの御時にか」が『長恨歌』の「漢皇」の、「女御・更衣あまたさぶらひ給ひける」が「重色思傾国」の、「すぐれて時めき給ふありけり」が「一朝選在君王側」の、それぞれ「和文化」<sup>⑪</sup>であると論じられる。ここでは『長恨歌』と源氏物語を一对

一の関係で対置し比較することによって、時間的に後代に書きとどめられたと考えられる源氏物語をもって「和文化」と評価されているだけである。また、『李夫人』の影響を論じる新間一美氏は、桐壺巻及び他の巻々との字句上の照応を刻明に指摘し、「求めても得られぬ魂のかわりに『血縁』と『相似』の条件を備えた現実の人間を登場させることこそが、李夫人の『反魂』から暗示を受け、しかもそうした漢詩文の世界から離れた源氏物語独自の長編化の方法であった」と結論づけた<sup>⑩</sup>。しかし、照応する字句がいかほどあったとしても、それが「長編化の方法」に「暗示」を与えたと、どのようにして証明することができるであろうか。疑問としなければならぬ。

こうした論考に共通する問題を、「ためし」の語の扱い方とかかわらせて、二つの点から批判することができよう。

まず一つは、字句上の照応が認められると、時間的に先行する『長恨歌』と後代の源氏物語とを、素材と表現といった二元論的な視座で捉えようとしている点である。これは両者をたんに影響関係に収斂させているだけではないか。そこでは単線的な時間の流れを基盤とした解釈が絶対視されている。そしてここでそもそも問題であるのは、「ためし」と語られたことで、現実の出来事や書かれたものとしての漢詩や故事などの存在を実体的なものとして認定し、さらに

それに基づいているから「ためし」となった、という考え方である。これは、「准拠」という方法論から源氏物語の「ためし」を照し出した、という『河海抄』の方法に気づかず、「ためし」とあれば、それ以前にその依拠した先行の実体的な何かがあったと速断したところからくる誤りと同じであろう。実体的なものが先験的であったと捉えるべきではない。「楊貴妃の例」や「人の朝廷の例」というように、むしろはっきりと提示していること、さらにそれを「ためし」を引く、という語り方を行っていることに注目すべきである。

今語られつつある桐壺帝と桐壺更衣の物語に、玄宗皇帝と楊貴妃の「ためし」として引き出し、重ねようとする。引き出し、重ねようとするとき、源氏物語はその両者をどういう点で重ねようとしているのであろうか。「楊貴妃の例」や「人の朝廷の例」が先行して実体的にあるのではない。先に掲げた(2)についてみれば次のように語られていた。

上達部・上人なども、あいなく、目をそばめつゝ、「いと、まばゆき、人の御おぼえなり。唐土にも、かゝる、事の起りにこそ、世も乱れ悪しかりけれ」(127)

「世も乱れ悪しかりけれ」とある点に注目するならば、玄宗皇帝が楊貴妃を激しく寵愛し、それがついには国の乱れにまで及んだ、という点が「楊貴妃の例」なのであって、そうした「ためし」として

聞き手に受け入れられていく。桐壺帝と桐壺更衣の「ためし」もまたそれと同じ「ためし」として受け入れさせていく、というわけである。玄宗皇帝と楊貴妃の「ためし」と桐壺帝と桐壺更衣の「ためし」が実的に、前提的にあったのではない。むしろ、世にあったこととして引き出し、「ためし」という語を与えることによって、あったこととしての「こと」が現われ、重なり、また、ときとしてずれが生み出されるといふべきだろう。

さて、もう一つの問題点は、桐壺巻に対する影響ということについて論じられるとき、『長恨歌』、『長恨歌伝』、『李夫人』などが、全て書かれた「作品」としての扱いしかされていないことである。

しかし、源氏物語が物語内にとり込んでこようとするのは、静的で固定的な「漢詩」や「故事」ではなく、世のあちらこちらで語り伝えられ、広められ、たえず動き生きているテクストとしてである。

たえず内部に抱えているというよそおいをもっている点を見逃すべきではない。<sup>⑮</sup>一方では、『長恨歌』や『長恨歌伝』などを人々が享受するなかで「説話化」されて広まっていたという指摘もある。<sup>⑯</sup>傾聴すべきことではあるが、しかし、源氏物語が抱え込んでいるものとして実的に捉えるとまた問題を見失ってしまう。実的ににそうした「説話化」が先行してあったかどうか、ということが問題なのではなく、「楊貴妃の例」「人の朝廷の例」と語り出された瞬間、玄

宗皇帝が楊貴妃を寵愛するあまり、国の乱れをひき起こすにまで至ったということが、世に、あったこととして、その「こと」が現われる、という点である。

藤井貞和氏は、平安朝の人々の『長恨歌』の理解が「哀話的傾向」であったのに対し、「詩人白楽天は、長恨歌の全体において、帝の楊貴妃への溺愛がやがて国難を呼び入れた次第を綴ったものであり」「源氏物語の作者の狙った長恨歌の総体もまたそのようなものではなかったか」と論じた。<sup>⑰</sup>ここでも実的に「ためし」のもとになったものとして扱われている点がまず問題である。もう一つ批判されるべき点は、影響が論じられるとしても『長恨歌』の考察は今具体的にはなしえないのではあるが、楊貴妃の死後、その魂を道士を招いて求めさせる、といったいわば後半部は少なくとも源氏物語において「ためし」が現われさせる「こと」とはかかわっていないということである。ここで注目しておきたいことは、「ためし」は世にあったこととして、つまり「この世」という限定された内においてのことであった、という点なのである。源氏物語は帝の「たづね行(く)まぼろしもがな」の歌のように更衣の亡魂を求める姿をも語る。しかし、すくなくとも「ためし」の話が機能し、現前させようとする「こと」は「この世」の側においてのことであつた。

桐壺巻の「世の例にもなりぬべき」がそうであったように、源氏物語は自ら語っていく物語を自ら「ためし」と名付けることで、テクストを編集しているのである。(4)の「桐壺の更衣の、……例」も、「ためし」と名付け、認定することで引き出し、引き出されることで、更衣が寵愛を受けつつもついには死に至らしめられた「こと」が、立ち現われてくるということである。語られたことであつても、それを「ためし」と名付けたり価値が与えられなければ「こと」としては現われてはこない。帚木巻で左馬頭の体験として語られたことを、後で、「はかなきためし」(Ⅰ80)や「賢き女のためし」(Ⅰ81)としたり、「明石の入道のためし」(Ⅱ313)と語るなど数多い。「ためし」と名を与えられないと何の意味もたない。一度語られたということには違いないが、それが「ためし」と名付けられたとき、新たにそこに「こと」が現前してくるのである。

源氏物語において「世のためし」という用例がいくつかみられる。それは「ためし」という語の機能とかわわっている。朝顔巻の「かく、世のためしになりぬべき有様、もらし給ふなよ」(Ⅱ263)では光源氏が朝顔姫君に懸想することを、藤裏葉巻の「世のためしにもなりぬべかりつる身を」(Ⅲ191)では夕霧と雲井雁のことを、若菜上巻の「うへの儀式はいかめしく、世の例なほにしつばかり、もてかしたぎたてまつり給へれど」(Ⅲ301)は女三宮の降嫁を、それぞれそ

の「世のためし」は引き出している。「ためし」が「世」と結びつき、とりわけ「世のためし」と用いられることが多いのは、「ためし」という語が、こちらの世に属することとして価値づける働きを担っていたからではないかと思われる。源氏物語が用いる「世のためし」として現前させてくる「こと」は、今見たように、源氏物語自らが語っていることにかかわっている。つまり、源氏物語自らを「この世」にあつたこととして編集しようとしているというよそおいの表われともいえる。

桐壺巻における(1)~(4)の「ためし」は共通して、「ためし」と名付け、引き出し、世にあつたこととして語っているのだ、という機能を有していたといえる。

「ためし」の語の機能を考える上で、もう一つ確認しておきたい重要なことは、この語が「先例」という語と同様に「模範」や「規範」といった価値を担っている点である。「ためし」と名付け、引き出してくるとき、ある設定された一つの「規範」や「模範」としてそれを価値づけたり、方向づけたりするという機能をもつ語なのである。「例」「先例」「初例」といった語が、ある「規範」による価値づけを担うのと同じように、源氏物語における「ためし」の語も「規範」による価値づけ、方向づけを担うのである。源氏物語において、ある「規範」から自ら語ったことを引き出してあてはめて

捉えようとする例も数多くある。「なまめかしう、たちよき女の例」  
(Ⅱ 268)、「さま殊に心深く、なまめかしきためしには、まづ、思ひ  
出でらるれど」(Ⅲ 360)といった「ためし」は、ある「規範」とし  
ての意味あいを強くもつが、そのように「ためし」と出されること  
で、その「ためし」にふさわしい「こと」を立ち現われさせる。何  
が「ためし」になるものとして持定されるかは自明のことではない。  
それではどういった「規範」において立ち現われさせてくるのかが、  
次に問われる必要がある。しかし、むしろ本稿においては、「た  
めし」という語があらゆる「こと」を多様に立ち現われさせ、引き  
出していくところに、伝承の構成体としての源氏物語テキストの編  
集にかかわる鍵語であるということをみておきたいのである。

「ためし」を引くとは、世にあったこととして語ろうとしていく  
ことであり、その世にあったこととして語るということを保証して  
いるのが、「ためし」という語自身のもつ価値づけ、方向づけると  
いう機能によってである。

### 三

井爪康之氏は『一葉抄』を中心とする注釈の語において、「注」  
と「解釈」という二つの項を区分している。<sup>①</sup>井爪氏は『岷江入楚』  
の次のような例をあげて論及する。

源氏物語テキストの編集句

弁の小将、拍子取りて「梅が枝」いだしたるほど、いとをかし。  
童にて、韻塞ぎのをり、「高砂」謡ひし君なり。(Ⅲ 166)

わらはにてゐんふたきの時高砂うたひし 花 さか木の巻に  
あり弄秘 弁の少将のことを注したる草子地なり

久方の光にちかき名のみして朝夕霧も晴れぬ山里

行幸待ち聞え給ふ心はへなるべし。(Ⅱ 209)

行幸まぢきこえ給心はへなるへし 草子の地なるべし(中  
略) 或かつらのかははのとけかるらんとあそはしたる  
をうけて月宮に近きは名のみにてさもなきと云心は都に  
近き山里なれば行幸もあれかすと云心をふくみたる也其  
心歌にたしからぬを行幸まぢきこえ給心とは会釈したる  
詞なり<sup>②</sup>

この二例はいずれも源氏物語の「草子地」が「注」や「会釈」を  
していると述べている。ここに関して井爪氏は、

いづれも表現の不備、不足を補うためにつけた注である。その  
形の最も素朴なものが「注」の項に属し、やや作者の立場を移  
動させたものが「解釈」の項に属する。<sup>③</sup>

として、「注」と「解釈」とを分類した。「注」が「最も素朴なも  
の」で、「解釈」が「やや作者の立場を移動させたもの」とするの

は問題であるが、「注」と「解釈」とを分けて考えるという提案は重要であると思われる。源氏物語に対する解釈史においてみたとき、語や句の解釈を施す「注」とは異なる、「奥義」を解説しようとする方向性を担うものを「釈」として位置づけることができるのではないだろうか。

『源氏釈』は『源氏頭』『源氏アラハシ』『源氏アラハカシ』とも別に称せられていたという。池田龜鑑氏は「アラハシ」の意味を、隠れた部分、不明の部分をつらぬきし頭はにする義<sup>⑤</sup>

と捉えた。それはしかし、たんに「不明の部分をつらぬきし」というだけのものであろうか。むしろ、秘められた「奥義」を「頭はにする」という方向性を担うものであったと解するべきではなからうか。語や句の解釈を施す「注」の位相と、それとは異なるもう一方に、「奥義」を引き出し、それを論じようとすることを目指す「釈」の位相との二つの位相があることを見落してはならない。源氏物語に対する解釈史において、最も初めに位置を占める『源氏釈』における、その「釈」の位相に注目しなければならぬ。それにつづく『奥入』もまた『定家卿釈』とも称されたように「釈」を名にもっている。また、「中納言定家は巻々に難儀を注して奥入と名付」(『河海抄』序)とあるように「難儀」あるいは「難儀抄」とも称された点にも、「釈」の位相をみることができるはずである。

『弘安源氏論義』も、あるいは『河海抄』も「釈」の位相に立っている。「准拠」という方法論も、「奥義」解説という「釈」の位相にかかわるところから出されてきたものであった。『河海抄』が「准拠」という方法的視座を通して、「ためし」「例」「たとひ」の語に拠って写し出そうとしているものは、現実にあった出来事や人物、あるいは漢詩や故事や物語などの実体的なことではなく、歴史としての源氏物語であった。それらを全て実体的なものに閉じこめてきたところに近代以降の「准拠」論の誤りがある。『河海抄』が担う「釈」の方法がそこでは見落されてきたのであった。「准拠」という『河海抄』の「釈」の方法において捉えられた方法論を担う語を、対象を指す語であると見誤ったために、近代以降の研究において、「准拠」と「物語」という関係で位置づけられることになったのであり、さらにその両者を実体的、可視的なものとし、その関係を通時的な影響関係に置き換えたために、素材と表現・事実と虚構といった二元論に陥ることになったのである。その二元論からは『河海抄』が捉えた「ためし」の語の機能が注目されることはなかったのである。

源氏物語に対する解釈史において、『河海抄』は「准拠」という方法をもって、源氏物語を歴史として捉えようとしている。そのとき、源氏物語テキストの内在的な語である「ためし」にその証左を

見出した。「ためし」が世にあったこととして「こと」を立ち現わすという点で、源氏物語が歴史として編集されていることを明らかにしようとしているのである。

「ためし」を引くことは、そのもととなったものとしての「こと」を現前させる。このことは元来、語の行為が「こと」を現象させるということであり、「こと」と対等の重みを有するということであった。土橋学によれば「カタル」の「原義」は「答える」「説明する」「解明する」意であるとされ、さらに次のように論じられる。

要するにカタリとは、聞き手に対して説明して聞かせる話、まとまった形を持つ講義風の話であり、話の内容は客観的事実として叙述されるが、それは必ずしも客観的事実とは限らないのであって、話者の主観的解釈を客観的事実の形で叙述する場合もある<sup>⑧</sup>。

「答える」「説明する」「解明する」とは一面において、「話者の主観的解釈を客観的事実の形で叙述する場合もある」と述べられているように、価値づけたり、方向づけたりする行為でもあるということである。その際、「説明する」対象としての実体的なものが前提として存在しなければならぬかというところでなく、むしろ「説明する」、すなわち価値づけ方向づけることによって「こと」が現われるということである。「ためし」はそうした機能を担う語

の一つであったわけである。源氏物語というまさに「カタリ」が本来的にもつ機能の一端を『河海抄』が「ためし」という語を通してみようとしたことを小論は検証してきたことになる。まず「ためし」と名付けることで、あらゆる「こと」を立ち現われさせるところに、源氏物語の「カタリ」の機能があったといえるのである。

#### 注

- ① 本稿では便宜上「准拠」の表記に統一しておく。
- ② 野村精一氏『日本文学研究史論』一七三頁。氏は「中世以来の源氏物語のよみ手たちの訓みの表現空間の中で用いられたことではあった」、「中世思想史のための術語であった」とされる。重要な指摘である。
- ③ ここでは、阿部秋生氏『源氏物語研究序説』、山中裕氏『歴史物語成立序説』、池田勉氏『源氏物語試論』、清水好子氏『源氏物語論』などを指している。この他に石田稜二氏「朱雀院のことと准拠のこと」(『源氏物語論集』所収)や奥村恒哉氏「桐壺の巻「高麗人」の解釈——付準拠の問題——」(『文学』、昭和五年四月)などがあるが、これらとは見解を異にしているここでは除いておく。
- ④ 本文は池田亀鑑氏『源氏物語大成 巻七』に拠った。
- ⑤ 阿部秋生氏・岡一男氏・山岸徳平氏編著『増補国語国文学研究史大成 3 源氏物語 上』四二八頁。また、『望月仏教大辞典』にも「論義」の項に「問答往復して法門の義理を闡明するを云ふ。」とある。
- ⑥ 『源氏物語論』八四頁、九四頁。
- ⑦ 本文は玉上琢彌氏編、山本利達氏・石田稜二氏校訂『紫明抄 河海抄』に拠る。以下も『河海抄』の引用は全て本書に拠る。
- ⑧ 本文は山岸徳平氏校注岩波日本古典文学大系『源氏物語』に拠る。以

下も『源氏物語』の引用は全て本書に拠る。( )内の数字は巻数と頁数を表わす。

⑨ 「源氏物語『桐壺』の作品構造をめぐって」(『源氏物語試論』所収)で、「歴史的事実に準拠する方法」から「歴史的事実の借用を離れて、物語の世界そのものが形成する真实性を造型する方法」に至るところに「歴史離れ」(二八頁)をみている。

⑩ 『平安朝文学の史的研究』で、白馬の節会が「それ以前の時代の文献に見当たらぬ」点から「フィクション」である可能性を述べている(一五頁)。

⑪ 藤井貞和氏「物語論」(講座 源氏物語の世界 第五集)所収)で、巻巻の物語論について「『ありのまま』ではないが、現実の、「この世」にあったことをあつかっているのだ」と述べている」と説明している。また「架空の人物ではないのだ」と言いくるめてはいるにすぎない。くれぐれもわれわれはここから安易にモデル論のたぐいを引き出さないように、気をつけなければならない(一六八頁)と述べており、本稿の論旨と軌を一にするものであると考えられる。

⑫ 小西甚一氏「いづれの御時にか」国語と国文学、昭和三〇年三月。玉上琢彌氏「桐壺巻と長恨歌と伊勢の御」国語国文、昭和三〇年四月。

⑬ 注⑫の小西甚一氏、前掲論文。

⑭ 「李夫人と桐壺巻」阪倉篤義氏監修『論集日本文学・日本語 2 中古』(二五九頁)所収。

⑮ 藤井貞和氏は「物語は、広く口承的に伝えられてきた内容の一部分が文字に書かれてあらわれているのだ、というたてまえです」とすでに論じている(『言問う来玉』八九頁)。

⑯ 藤井貞和氏『源氏物語の始源と現在』では「長恨歌説話」(一一五頁)と呼び、上野英二氏「長恨歌から源氏物語へ」(国語国文、昭和五六年

九月)で「説話化」としている。

⑰ 注⑯の藤井貞和氏、前掲書一一六頁。

⑱ 「世のためし」は『源氏物語大成 巻四 索引篇』によれば、全てで10例ある。

⑲ 「岷江入楚および湖月抄の『草子地』について——岷江入楚を中心に——」中世文芸、三五号。

⑳ 本文は源氏物語古註釈大成『岷江入楚』(日本図書センター)に拠る。

㉑ 注⑩井爪康之氏、前掲論文。なお、「草子地」の原初形態の解明——一葉抄を手がかりにして——(『国語国文、昭和四三年八月)では、「作者の意図は、やはり、不備を補うことにある。従って、『注』も『解』もその限りにおいてはなんら相違はないのである。」と若干の違いをみせているが、ここでは「注」と「解」を区分するという提案を重視したいのである。

㉒ 注④池田龜鑑氏、前掲書、二九頁。これに対して、寺本直彦氏「源氏釈」と『源氏アラハシ(源氏アラハカシ)』(『青山語文、昭和六〇年三月)で、「同一であると考えるのは正しくない」と批判しているが、一応ここでは池田氏の説に従っておく。

㉓ 注④池田龜鑑氏、前掲書 三〇頁。

㉔ 注⑤阿部秋生氏他編著、前掲書にも指摘されている(四二七頁)。

㉕ 『古代歌謡の世界』三一八頁、三二二頁。